

# ダムの変位計測技術

独立行政法人 土木研究所  
水工研究グループ  
水工構造物チーム



## ダムの計測

ダムは河川管理施設等構造令により、計測による安全管理が義務付けられている。

(計測装置)

第13条 ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

項目	区分	計測事項	
1	重層式コンクリートダム	50未満 50以上 30未満 30以上	漏水量 損傷 漏水量 变形 損傷 漏水量 变形 損傷 漏水量 变形
2	アーチ式コンクリートダム		
3	フィルダム	ダムの堤体がおおむね同一の材料によるもの その他のもの	漏水量 变形 損傷 漏水量 变形

2. 基礎地盤から堤頂までの高さが100メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、前項に規定するもののほか、当該ダムの管理上特に必要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。



